

議案第36号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月23日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「、令和元年度分及び令和2年度分」を「、令和3年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の境港市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものを含む。）に適用する。

(参考)

主な内容

1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡した世帯等に対する国民健康保険税の減免期間の延長（附則第16項関係）

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯及び一定程度収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免期間を令和3年度分まで延長する。

2 施行期日

令和3年4月1日